

熊本地震支援制度

熊本地震における各種支援制度の締切のご案内

熊本地震により被害を受けられた方に対する各種支援制度の申請期限をお知らせします。
締切間近な支援制度もありますので、申請漏れがないようご確認ください。
なお、支援業務の詳細については下表記載の各担当までお問い合わせください。(H30.2.1現在)

支援名	支援内容	申請締切日	お問合せ先
被災者生活再建支援金 (基礎支援金)	熊本地震により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯(被災世帯)に対し支援金を支給し、生活の再建を支援する。住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金の2つの支援金を支給。	H30.5.13	
被災者生活再建支援金 (加算支援金)		H31.5.13	
一部損壊世帯への義援金	熊本地震により居住する住宅が一部損壊の判定を受け、被災住宅の修理費用(対象箇所)に100万円以上支出した世帯に対し10万円を支給。(本紙17頁参照)	H31.3.31	福祉課 総合福祉係 ☎ 22-3167
リバースモーゲージ利子助成 (60歳以上の方に向けた支援)	県内で住宅を再建(建設・購入)するため金融機関からリバースモーゲージ型融資を受けられた世帯に対して、その利子分について助成。(本紙6-7頁参照)	H32.2.29	
自宅再建利子助成 (子育て世帯を含む多くの世帯の自宅再建を支援)	県内で自宅再建(建設・購入)を行うために金融機関から融資を受けた方(収入要件有)に対して、その利子分について助成。(本紙6-7頁参照)	H32.2.29	
民間賃貸住宅入居支援事業	仮設住宅などの応急的な住居から住まいの再建先として民間賃貸住宅へ入居された際の礼金や仲介手数料などの初期費用を助成。(本紙6-7頁参照)	H32.3.31	住環境課 住宅係 ☎ 22-3169
転居費用助成	仮設住宅などの応急的な住居から自宅、民間賃貸住宅、公営住宅等へ転居(引越し)された際の転居費用を助成。(本紙6-7頁参照)	H32.3.31	
保育料の減免	住家が全壊の場合保育料の全額を免除 住家が大規模半壊または半壊の場合保育料の半額を免除。	H30.3.31	福祉課 子育て支援係 ☎ 22-3167
放課後児童クラブ利用者支援事業	住家が全壊の場合利用料の全額を免除 住家が大規模半壊または半壊の場合利用料の半額を免除。	H30.4.30	
セーフティネット保証4号の認定 (中小企業者を支援するための措置)	セーフティネット保証4号の認定を受けることで、一般保証とは別枠の信用保証協会の保証(保証割合100%)を利用することが可能。	H30.3.14	まちづくり課 商工物産係 ☎ 22-3318

熊本地震災義援金

一部損壊世帯に対する義援金の申請期間延長について

福祉課総合福祉係 ☎ 22-3167

概要

●申請受付

(現行) 平成29年1月16日～平成30年3月末まで



(延長後) 平成29年1月16日～平成31年3月末まで

●申請に必要なもの

り災証明書、領収書、工事明細書(工事内容が分かるもの)、印鑑
振込先が確認できる通帳、キャッシュカードなど

●その他

申請内容に相違・虚偽等があった場合、返還の対象となることがありますので、特に地震との関連性・被災箇所と修理箇所の同一性などを十分確認のうえ申請をお願いします。

熊 本地震の発災時に居住していた
住家が一部損壊の判定を受け、被災住宅の修理費用に100万円以上を支出した世帯につき10万円を支給する制度の申請期間が延長されます。
市役所福祉課窓口で申請を受け付けていますので、対象者は必要書類をご持参の上、手続きをお願いします。

CITY INFORMATION

マイナンバーカード

マイナンバーカードの交付申請並びにお受け取りは済んでいますか？

市民課戸籍係 ☎ 22-3135

マイナンバーカードの交付申請について

マイナンバーカードは公的な身分証明書として利用することができ、年金や税などの手続きでマイナンバーを求められた場合、これ1枚で対応ができます。お手元にある通知カードから交付申請書を切り離して、必要事項の記入及び顔写真を貼付し交付申請用封筒で郵送してください。(国の機関で作成しています。)

なお、交付申請書用封筒の差出有効期間が「平成29年10月4日」までとなっているものは、期間延長により「平成31年5月31日」まで有効な封筒として利用できます。

マイナンバーカードの受け取りについて

交付申請されている方へは、阿蘇市から交付通知書(はがき)を順次送付していますので、はがきに記載されている指定の窓口に事前に連絡をしていただき、お受け取りください。

なお、1年以上お受け取りがない場合は、お受け取りの意思がないものとして、交付を取りやめさせていただきますので、ご注意ください。



CITY INFORMATION

市税の納付

市税の納付は、便利な口座振替で！

税務課 収税係 ☎ 22-3148

手続方法など

●口座振替にできる税

▷個人市県民税(普通徴収) ▷固定資産税 ▷軽自動車税 ▷国民健康保険税

●取扱金融機関

▷肥後銀行 ▷熊本銀行 ▷熊本県信用組合 ▷J A阿蘇 ▷ゆうちょ銀行・郵便局

●手続方法

阿蘇市内の取扱金融機関に「阿蘇市市税等口座振替依頼書」がありますので、「預貯金通帳」と「通帳届出印」を持参の上、取扱金融機関の窓口で手続きしてください。

※阿蘇市外の金融機関には「阿蘇市市税等口座振替依頼書」が備えてありませんので、阿蘇市役所税務課までご連絡ください。依頼書をお送りします。

※手続き後は、翌年度以降も引き続き口座振替となります。

●振替の開始

金融機関に提出された月の翌月以降の納期の分から振替を開始します。

市 税の納付は口座振替が便利です。納期限日に、金融機関の口座から自動的に振替られますので、市役所や金融機関などに行く手間が省けます。ぜひ、便利な口座振替をご利用ください。

CITY INFORMATION

延滞金の見直し

延滞金などの率が見直されました(延滞金及び還付加算金の割合の特例の見直し)

税務課 収税係 ☎ 22-3148

概要

		延滞金などの率				
		H25.12.31 まで	H26.1.1 ~12.31	H27.1.1 ~28.12.31	H29.1.1 ~12.31	H30.1.1 ~
延滞金	納期限の翌日から 1カ月を経過した 日以後	14.6%	9.2%	9.1%	9.0%	8.9%
	納期限の翌日から 1カ月を経過する 日まで	4.3%	2.9%	2.8%	2.7%	2.6%
還付加算金		4.3%	1.9%	1.8%	1.7%	1.6%

無駄な負担を増やさないう、市税などは納期限内に納付してください。また、納め忘れを防ぐため、口座振替をお勧めします。口座振替の手続きや、納期限内に納付できないなどの相談は、税務課までご連絡願います。

最 近の低金利の状況を勘案し、国税において市中金利を踏まえた水準に延滞税の割合の特例が見直され、地方税についても同様の見直しが行われています。これに伴い、平成30年1月1日以後の市税などの延滞金及び還付加算金の率は左記に示す期間ごとの率が適用されます。

CITY INFORMATION

健 診

国民健康保険特定健診・後期高齢者医療健診の受診はお済みですか？

ほけん課 ☎ 22-3145 一の宮保健センター ☎ 22-5088

概 要

●自己負担額

国民健康保険特定健診 500円
後期高齢者医療健診 800円

●注意点

- ▷受診の際は医療機関への事前予約をお願いします。
- ▷受診券・健康保険者証・自己負担金が必要となります。
(受診券が必要な方は、ほけん課までご連絡ください。)
- ▷集団健診(住民健診)と個別健診の重複受診はできません。
- ▷国民健康保険特定健康診査と人間ドックの重複受診はできません。
- ▷国民健康保険被保険者で人間ドックを受診された方は助成金の申請ができます。
- ▷各健診受診は年1回となります。

※詳しい検査内容は一の宮保健センター (☎ 22-5088)にお尋ねください。

平 成29年度の国民健康保険特定健診・後期高齢者医療健診は、3月31日(土)まで市の指定医療機関で受診できます。
まだ受診されていない方、または集団健診(住民健診)で受診ができなかった方は、早めの受診をお勧めします。

●阿蘇市内で個別健診が受診できる医療機関

医療機関名	電話番号
阿蘇やまなみ病院	☎ 22-0525
大阿蘇病院	☎ 22-2111
古閑医院	☎ 22-3000
小野主生医院	☎ 32-0039
問端内科	☎ 32-0102
家入整形外科	☎ 32-0048
市原胃腸科外科	☎ 34-1211

医療機関名	電話番号
脇胃腸科	☎ 32-2500
坂梨ハートクリニック	☎ 24-6262
松見内科クリニック	☎ 22-0260
栗林内科医院	☎ 24-1024
阿蘇温泉病院	☎ 32-0881
阿蘇医療センター	☎ 34-0311
波野診療所	☎ 24-2203

CITY INFORMATION

末永く
自分の歯で
美味しいものを
食べられるよう
歯の治療・ケアを
しましょう

医療法人社団 坂梨会
阿蘇温泉病院

歯 科

月曜日～金曜日【予約制】

お問い合わせ:0967-32-0881(代表)

むし歯・歯周病
入れ歯の不調
その他
お口に関する事で
お困りの方

お気軽にお問合わせ下さい